



聞こえない・聞こえにくい方へ 手話通訳・要約筆記をご利用ください



病院受診時や学校行事、自治会・町内会の集まりなどで、
手話通訳者や要約筆記者（話の内容を文字にする人）を頼めます。
ご本人が制度を知らない場合は、ご家族や近所の方からお知らせください。

対象者（申請できる方）

聴覚、音声または言語の機能障害
により障害者手帳をお持ちの方

費用

無料（手話通訳者・要約筆者の
の派遣費用は、市で負担します。）

利用方法

電子申請・メール・FAX・郵送・窓口で受け付けています。
電子申請をご希望の方は、
下の二次元コードをご利用ください。



相談

障害福祉課の窓口到手話ができる聴覚障害者相談員を配置し、
お困りごとや各種手続きなどの相談支援を行っています。
LINEのビデオ電話でも、手話で相談できます。
LINE ID : yokusuka.choukaku



問い合わせ

横須賀市 民生局福祉こども部 障害福祉課
FAX 046-825-6040 TEL 046-822-4370
メール choukaku@city.yokosuka.kanagawa.jp
横須賀市小川町11番地 分館1階
＜郵便物：「〒238-8550 障害福祉課」で届きます＞



主な派遣対象例

区分	主な対象
医療・介護 	・ 病気、怪我による受診 ・ 医師による説明、入退院に係る説明、相談、手続 ・ 健康診断、検診、人間ドック、予防接種、出産 ・ 介護施設入所等に係る相談や手続
教育・保育 	・ 入学・入園に係る説明、相談、手続 ・ 卒業・卒園式への出席 ・ 面談、進路相談、進路説明会 ・ 保護者会、授業参観 ・ 学校等行事
地域活動・冠婚葬祭 生涯学習活動 	・ 自治会町内会活動 ・ 地区防災活動 ・ 結婚式の出席 ・ 葬式・法事の出席 ・ 教養講座の受講等
公的機関 	・ 国・県・市の行政機関における相談、手続 ・ 警察署・裁判所等における対応 ・ 行政機関等による催事、式典への出席
居住・財産 	・ 住宅に係る相談、契約等 ・ 金融取引に係る相談、手続等 ・ 相続、贈与等に係る相談、手続等 ・ 成年後見制度等に係る相談、手続等
就労 	・ 就職の相談、面接、試験 ・ 会社説明会 係る事項。 ・ 資格取得等に係る相談、講習等